

# まち・ひと・しごと創生総合戦略について

## 1 まち・ひと・しごと創生法

### <目的>

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し人口減少の歯止めと、東京圏一極集中を是正して将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26年11月28日に公布・施行

### <基本理念>

- (1) 国民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるよう、地域の実情に応じた環境の整備
  - (2) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるような環境の整備
  - (3) 仕事と生活の調和を図ることができるような環境の整備
  - (4) 地域の特性を生かした魅力ある就業の機会の創出
- など

## 2 法に基づく国の動向

- ① まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成
- ② まち・ひと・しごと創生本部を設置し、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施

## 3 法に基づく尼崎市の動向

- ① ひと咲き まち咲き あまがさき創生本部の設置
- ② まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、尼崎市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画である、尼崎版総合戦略を現在作成中

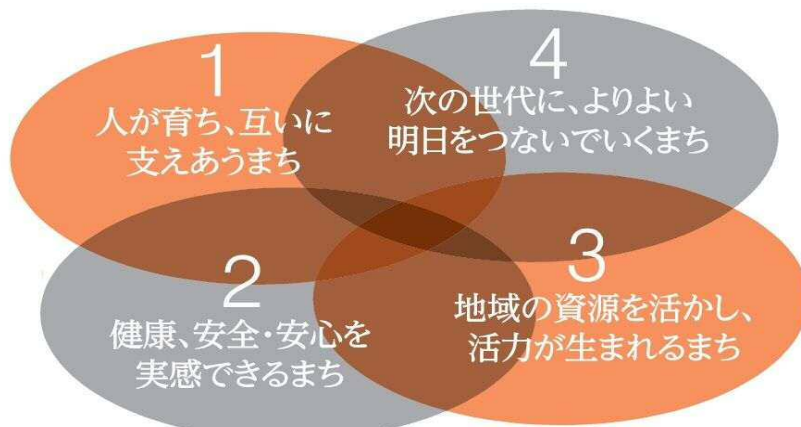
### <6つの基本目標>

- (1) 子ども・子育て支援の充実、(2) 学校・社会教育と人材育成、(3) 仕事の創出・就労と所得水準の向上、(4) 超高齢化社会への対応、(5) 土地利用と公共施設の見直し、(6) シビックプライドの醸成

### 尼崎版総合戦略のポイント

方向性は**総合計画**を基本とする

4つのありたいまち



# 尼崎市

平成21年12月18日公布・施行

## 子どもの育ち支援条例



子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。  
私たちのまちのすべての子どもが、個性豊かに伸びやかに育ち、  
ずっと笑顔でいられることは、すべての市民の願いです。  
尼崎市では、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指して、  
この条例をつくりました。  
私たちができることを一緒に考え、取り組んでいきましょう。



# すべての子どもが健やかに育つ 社会の実現を目指して

子どもが、さまざまな責任を果たせる大人に成長するには・・・

成長過程で、子どもの人権が大切にされていることや、  
さまざまな人とかかわりをもつこと、さまざまな経験をすることが大切です。

## 子どもの人権って何？

「何故か権利に関する権利」が重要

生まれたときから、すべての子どもが持っている次のような権利をいいます

性別や国のちがい、障害があるかないかなどで差別されないこと

あらゆる虐待、暴力などから守られること

病気や、けがをしたときに、治療が受けられること

心やからだの健やかな成長に必要な生活を送ることができること

障害のある子どもは、特に守られること

プライバシーが守られること、他の人から誇りが傷つけられないこと

考えることや信じることに自由があること

教育が受けられること

心やからだを休ませることや、年齢にふさわしい遊びができること  
文化・芸術活動などに参加できること

自分にかかわることについて自由に意見が言えること  
意見は年齢や成長に応じて考慮されること

いろいろな情報や考えを自由に伝えたり得たりできること

(※社会のルールを守り、他の人に迷惑をかけるはいけません)

他の人たちとグループを自由につくったり、参加したりできること

(※社会のルールを守り、他の人に迷惑をかけるはいけません)

など..



自分に権利があるのと同じように、他の人にも権利があります  
自分がされていやなことは、他の人もいやなことではないでしょうか？  
みんなが幸せになるために  
お互いの権利を大切にして、社会のルールを守ることが必要です



### 大人の方へ

子どもの人権を大切にすることは、子どもをかけがえのない存在として認めることです。大人には、子どもの成長にとってよくないことや他の人に迷惑をかける行為があるときは、子どもと対話して、社会のルールやマナーなどを教える責任があります。



## 条例の前文

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にす  
る心、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならず、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合っ、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

## 子どもの育ちを支える基本理念

子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを社会全体で支えます

子どもにとっての  
最善の利益を  
考える

子どもの主体性を  
はぐくむ

大人が協力して  
子どもが健やかに  
育つ環境を  
つくる

福祉、保健、教育  
分野などが  
連携する



子どもにとっての  
最善の利益

大人が子どもにかかわるときには「子どもにとって最もよいこと」を判断する必要があります。この場合、子どもの意見や気持ちを聴いたうえで判断することが大切です。このプロセスを経ることが、子どもの健やかな成長や社会的な自立へとつながります。



# 大人の役割

— つながりを深めて、主体的に取り組めます —



## 保護者

子どもにとって一番身近で大切な人です

家族と一緒に、子どもの心やからだから安らぐような家庭づくりに努めます  
子どもの生活習慣を育て、子どもとしっかり向き合うように努めます



## 地域住民

地域は、子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむ場です

子どもが安心して暮らせる地域をつくり、必要に応じて、保護者の子育てを支援することに努めます

# みんなで 子どもの育ちを 支えます

## 子ども施設

子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむ集団生活の場です

子どもの成長にあわせて、考える力などを育てることに努めます  
虐待やいじめ、不登校などで困っている子どもを早く発見し、支援することに努めます

## 事業者

地域での社会貢献が期待されています

地域で子どもを育てる活動や子どもの社会参加活動などへの協力を努めます  
子どもが安心して暮らせる地域づくりへの協力を努めます

## 尼崎市の取組み

子どもが健やかに育つための取組みを総合的に進め、大人たちが協力して子どもの育ちを支えられるように働きかけます

# 子どもの主体性をはぐくむために

## 大人の責務

子どもの人格を尊重して  
子どもの声を聴いて  
社会的な自立に向けた学びや行動を支えます



## 子どもが努力すること

- 他の人を大切にして、思いやりの心を持ちましょう
- 社会のルールを守りましょう
- さまざまな人とのかかわりを大切にして、自分で考え行動する力を高めましょう



# 尼崎市の取組み

福祉分野

保健分野

教育分野

青少年育成  
分野

その他の  
分野

支援が必要な子どもを専門機関が連携して支援します

地域で子どもを育てる活動などが活発になり、地域の人たちがつながっていけるように支援します

条例以外の  
仕組み

による取組み

子どもに  
関する施策

子どもの育ちを  
支える仕組み\*

による取組み

計画をつくり、子どもが健やかに育つための取組みを総合的に進めます

※子どもの育ちを支える仕組みについては、平成22年4月1日施行

## Q&A

### なぜ条例をつくったの？

近年、子どもの育ちに関して、次のような課題があります。

- ①子育てに不安や負担を感じる家庭が増え、家庭の子育てを支える地域の力も弱くなっている
- ②子どもの豊かな人間性や社会性などをはぐくむ機会が地域の中で減っている
- ③児童虐待やいじめ、不登校、非行などの要因が複雑になっている

**このような課題に、尼崎市全体で取り組んでいくための条例をつくりました。**



### 条例にでてくる言葉の意味は？

#### 子ども

18歳になった最初の3月31日までの人で、市内に住んでいるか、子ども施設に在籍しているか、市内で働いている人をいいます

#### 児童の権利に関する条約

世界中のすべての子どもたちが基本的人権と人間の尊厳を持つことを願って、1989年に国際連合で採択された国際条約。日本は、1994年に確認し同意しました

#### 子ども施設

保育所や幼稚園、学校など子どもが集団生活を通じて学び育つ施設で、市内にあるものか、市外にあるもので市が設置したものをいいます

#### 支援が必要な子ども

虐待やいじめ、不登校など、悩みや問題を抱えている子どもや、その可能性が高い状態の子どもをいいます

## おわりに・・・

子どもが成長し大人になるには、長い年月がかかります。今の子どもの育ちは、10年後、20年後の尼崎市のまちづくりにつながっています。

子どもを取り巻く私たち自身が、この条例の理念について理解を深め、お互いにつながりを深めながら、子どもたちの未来を見据えた第一歩を踏み出しましょう。



## 電話相談窓口

ひとりで悩んでいませんか…？まわりに困っている人はいませんか…？心配なこと、困っていることがあれば、一緒に考えてくれる人がいます。相談してみましょう。



### 家族との関係・子どもの虐待・非行などに関して

こども家庭相談（尼崎市家庭児童相談室）	月～金（祝日除く）9時～17時30分	06-6489-6921
西宮こども家庭センター相談 （兵庫県児童相談所）	月～金（祝日除く）9時～17時	0798-71-4670
児童相談所全国共通ダイヤル（厚生労働省）		0570-064-000

### 子どもの虐待に関して

児童虐待防止24時間ホットライン （兵庫県児童相談所）		0798-74-9119
--------------------------------	--	--------------

### いじめ・不登校などに関して

教育相談（尼崎市教育委員会）	月～金（祝日除く）9時～17時30分	06-6429-7564
----------------	--------------------	--------------

### 子どもの非行・交友などに関して

尼崎少年サポートセンター相談 （兵庫県警察本部）	月～金（祝日除く）9時～17時30分	06-6427-4651
-----------------------------	--------------------	--------------

### いじめ・学校生活・友だちとの関係などに関して

24時間いじめ相談ダイヤル（文部科学省）		0570-0-78310
ひょうごっ子悩み（いじめ）相談 （兵庫県教育委員会）	毎日 9時～21時	0120-783-111
夜間教育相談窓口（兵庫県教育委員会）	毎日 21時～翌9時	0795-42-6559
ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口 （兵庫県教育委員会）	月～土（祝日除く）14時～19時	06-4868-3395
少年相談室（ヤングトーク）（兵庫県警察本部）	月～金（祝日除く）9時～17時30分	0120-786-109

### 子どもの人権に関して

子どもの人権110番（法務省）	月～金（祝日除く）8時30分～17時15分	0120-007-110
-----------------	-----------------------	--------------

平成22年3月発行

編集：尼崎市 こども青少年局 こども政策課  
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
TEL：06-6489-6341 FAX：06-6489-6373  
HP：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>